

授業料減免等の申請について

1 授業料減免の対象となる場合

学資負担者（※1）が、次のいずれかに該当する場合に審査のうえ、授業料の減免を判定いたします。また、審査の結果、減免とならなかった場合でも申請に基づき授業料を分割で納入することができます。

- (1) 天災その他不慮の災害を受けたとき
- (2) 死亡、又は疾病にかかっているとき
- (3) 失業しているとき
- (4) 経済的理由により納入することが困難なとき

※1 学資負担者とは、原則両親となります。

2 申請書類

- (1) 授業料減免等申請書 1部
- (2) 同一生計者（※2）全員の所得に関する証明書（所得課税証明書・確定申告書等）
- (3) 住民票（学資負担者と同居している者全員）
- (4) 各種証明書等（別表の提出書類一覧表のうち該当するもの全て）

※2 同一生計者とは、学資負担者（単身赴任の場合を除く）と同居している者、就学・病
気療養等により学資負担者と一時的に別居中である者です。

3 申請受付期間及び書類提出先

大学院生	申請期間：（在学生）2月27日（火）～3月26日（火） （新入生）4月3日（水）～4月10日（水）
書類提出先	〒370-0801 群馬県高崎市上並榎町 1300 番地 高崎経済大学教育グループ学生支援チーム

※郵送または持参してください。持参する場合、入構禁止日にご注意ください。

4 その他

- (1) 授業料減免等申請書は記入漏れがないように、また添付書類に不備がないようにしてください。（添付書類については別紙提出書類一覧表で確認してください）
- (2) 申請書の分割納入希望欄については、希望する、希望しないに関わらず必ず回答してください。

- (3) 申請書の家族状況調書に記載する就学者の学年は4月1日時点でのものを記入してください。3月卒業、4月入学の兄弟姉妹がいる場合には注意してください。
- (4) 授業料減免等申請書の理由書は、丁寧かつ7割以上の分量を記入してください。分量が少ない場合には、減免又は分割納入とならない場合があります。
- (5) 授業料の減免が許可された方は、納入すべき半期授業料の全額、半額、3分の1又は4分の1を減免します。また、減免とならなかった場合でも、申請に基づき分割して納入することができます。
- (※天災その他不慮の災害以外での減免は原則半期授業料の半額、3分の1又は4分の1となります。)
- (6) 【在學生（大学院生）】 授業料減免等の申請をした方は、前期授業料（4月27日）の口座自動引落はいたしません。審査決定後、授業料を5月27日に口座自動引落をいたします。
- (7) 【新入生（大学院生）】 授業料減免等の申請をした方は、前期授業料の納入が審査決定後となりますので、決定するまで授業料を納入しないでください。審査決定後、決定通知書と一緒に「振込依頼書」をお渡しするので、決定された授業料を5月末日までに金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口で納入してください。
- (8) 【在學生（大学院生）】・【新入生（大学院生）】 審査の結果、減免とならず分割での納入を希望している方の納入期日は、5月末日、6月末日、7月末日、8月20日の4回となります。
- (9) 決定者には、5月中旬に保証人宛に授業料減免等決定通知書を送付します。
- (10) 申請受付期間を過ぎた申請書は、一切受理いたしません。
- (11) 記載内容に虚偽が判明した場合は、減免又は分割の許可を取り消すことがありますのでご注意ください。
- (12) 申請関係書類で取得した情報は、授業料減免等審査及び判定業務のために利用し、その他の目的には利用しません。
- (13) 授業料減免に関する問い合わせ窓口
教育グループ学生支援チーム（事務棟1階） TEL027-344-6262

★提出書類一覧表

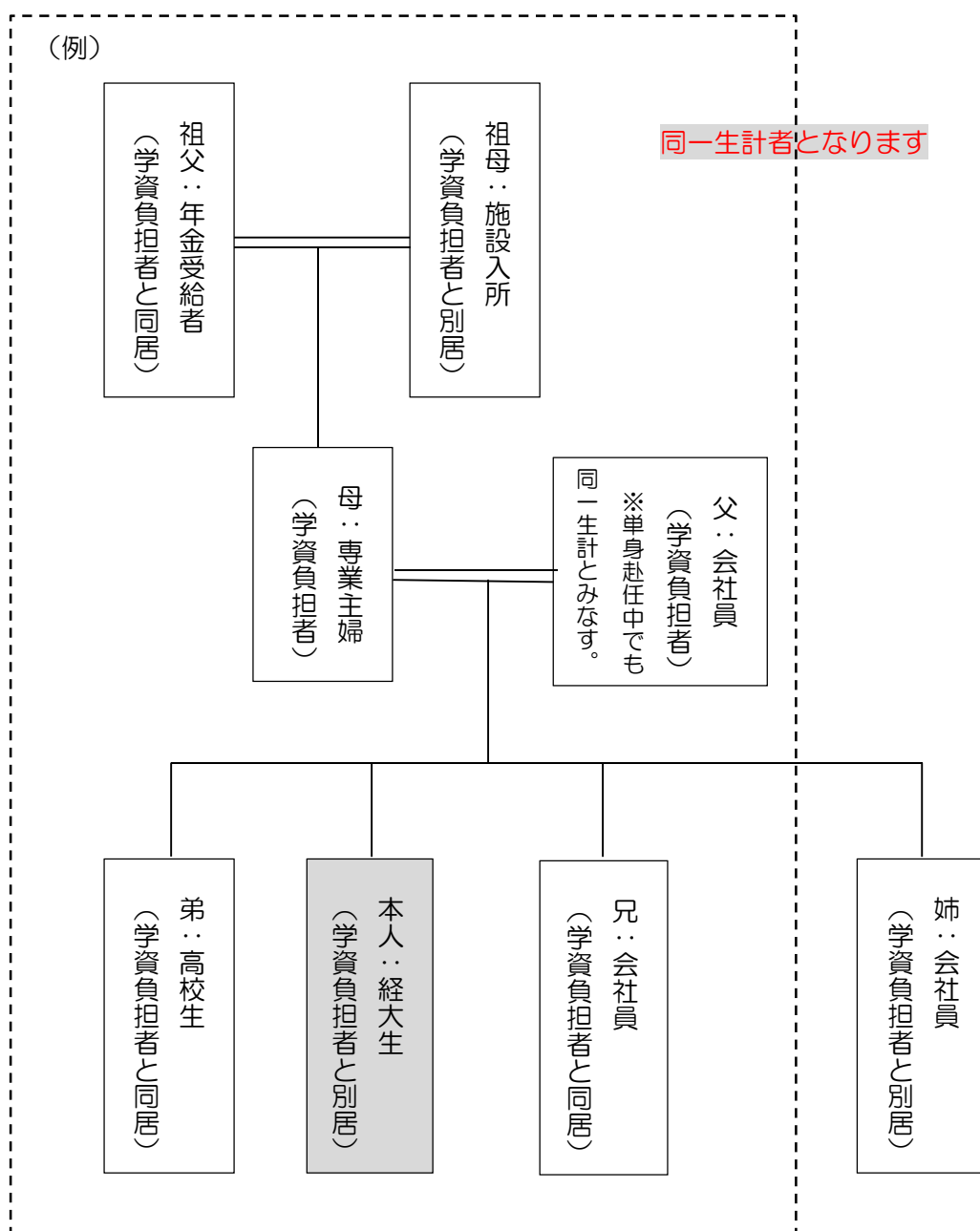
書類の名称等	配布先	注意事項・必須事項など	対象者
①授業料減免等申請書	大学ホームページ 学生支援チーム	理由書の部分は丁寧かつ7割以上の分量を目安に記入してください。	全員
②所得に関する証明書のいずれか ・所得課税証明書 ・確定申告書の控え ・源泉徴収票	市区町村 税務署など 勤務先	同一生計者全員の所得に関する証明書を提出してください。全く収入がない場合は所得課税証明書を提出してください。	
③住民票	市区町村	同一生計者全員が記載されているもの (就学者で住民票を移した者の分は不要)	
④雇用保険受給資格者証(表・裏)(写)	ハローワーク	失業給付金を受給している場合 ※基本日額、残日数が記載されているものの写しを提出してください。	該当者のみ
⑤生活保護受給証明書	福祉事務所	学資負担者が生活保護を受給しているとき	
⑥在学証明書又は学生証(写し可)	各就学者の学校	本学学生以外で就学者がいるとき (小・中学生は不要)	
⑦障害者手帳等(写し可)	各都道府県 各市区町村	同一生計者の中で障害をもった者がいるとき(障害の程度がわかるもの)	
⑧戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	各市区町村	父子家庭・母子家庭のとき (死亡・離別が確認できるもの)	
⑨学資負担者の別居	市区町村など	学資負担者が単身赴任などで居住を共にしない場合⇒住居費・光熱費などが証明できる直近3ヶ月分の書類	
⑩年金決定(改定)通知書	日本年金機構	同一生計者の中で受給しているとき(遺族・障害年金も含む)	
⑪長期療養している証明書	医療機関など	同一生計者の中で6か月以上の長期療養者が今後とも継続して療養する場合(見込を含む) ⇒領収書のコピーなど金額がわかるもの	
⑫り災証明書	市区町村	天災その他不慮の災害を受けたとき	

申請期間内に提出書類が揃わない場合は、審査対象になりませんのでご注意ください。

証明書等は、原則として発行後3ヵ月以内のものを提出してください。

一度受け付けた書類は返却いたしませんので、必要な方は提出前にコピーを取っておいてください。

授業料減免制度における同一生計の定義について



1 同一生計に該当しない場合

- (1) 就職や結婚等により、学資負担者（単身赴任を除く）と別居独立している兄弟姉妹
- (2) 学資負担者（単身赴任を除く）と別居している祖父母（施設入所等は除く）

2 独立生計者とは

単に両親からの仕送りはなくアルバイト収入と奨学金で生活しているだけでは独立生計者とは認められません。次の全てを満たし、本人が被保険者である健康保険証（写）、所得課税証明書を提出できる場合に限り、独立生計者として申請できます。

- (1) 所得税法上、父母等の扶養でないもの
- (2) 父母と別居しているもの
- (3) 本人に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得課税証明書が発行されるもの